

議案第 4 1 号

芽室町介護保険条例中一部改正の件

芽室町介護保険条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例

芽室町介護保険条例（平成12年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 1 項 第 6 号 ア 中「同じ。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第 4 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芽室町介護保険条例第 4 条 第 1 項の規定は、平成 3 0 年度分の保険料から適用し、平成 2 9 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

説 明

介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）が改正され、第 1 号被保険者の保険料段階の判定基準となる合計所得金額について、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を新たに用いることとされたことから、本町の保険料算定についても同様の額を用いることとするため。

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 80,700円</p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。） <u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）</u>が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 一略一</p> <p>(7)～(12) 一略一</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 80,700円</p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。） が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 一略一</p> <p>(7)～(12) 一略一</p>

改正案	現 行
<p>2 一略一</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の芽室町介護保険条例第4条第1項の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>	<p>2 一略一</p>

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）が改正され、第1号被保険者の保険料段階の判定基準となる合計所得金額について、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を新たに用いることとされたことから、本町の保険料算定についても同様の額を用いることとするため、所要の規定を改正する。

2 改正内容

近年相次ぐ大規模災害等により、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を譲渡する事例が増えている。土地の譲渡により翌年の所得が急増して介護保険料が高額になることもあるが、こうした災害や土地収用等本人の責めに帰さない理由に伴う土地売却による所得の急増に考慮し、国において、介護保険料の段階判定の指標となる合計所得金額について、新たに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることになった。

これにあわせ、平成30年度の保険料分より同様の所得指標での保険料段階判定を行うこととする。

3 施行期日 平成30年4月1日